

入会金、会費、負担金に関する規則

(目的)

第1条 この規則は定款第9条に基づき、会員が納付する入会金、会費、負担金に関する事項について定める。

(入会金)

第2条 理事会で入会を承認された者は、表1に示す入会金を納付することにより会員としての権利を行使する資格を得る。

(会費)

第3条 会員は会費基準(表1)に示す年会費を、当該年度開始の日から2ヶ月以内に納付しなければならない。

- 2 ただし、予め総務部担当事務局部長(以下「総務部長」と称する)に届け出をし、年会費の半額を当該年度開始の日から2ヶ月以内に、残額を当該年度開始の日から8ヶ月以内に納付することができる。
- 3 当該年度開始の日から6ヶ月以上経過して入会する会員の当該年度の会費は年会費の半額とする。

表1 会費基準

No.	会員種別	年会費	入会金
1	A 会員	500万円	10万円
2	B 会員	250万円	
3	C 会員	100万円	
4	D 会員	50万円	
5	E 会員	40万円	
6	F 会員	30万円	

(負担金)

第4条 本会の活動のために必要な費用を社員総会の決議を経て参加会員に負担金として賦課することができる。

附則 (平成22年10月1日)

1 この規則は平成22年10月1日から施行する。

附則（平成25年2月7日）

- 1 この規則は平成25年4月1日から施行する。